

令和8年度消費者大学受講生を募集しています！

受講料無料、先着 30 名、各回 13:30 ～ 15:30

- 第1回** 10月10日(土)
消費者問題、消費者行政等について
- 第2回** 10月17日(土)
これからの人生 最高に備え 最幸に遊び尽くす 最幸晩年に！
- 第3回** 10月24日(土)
AI の課題と対策について
- 第4回** 10月31日(土)
安心・安全に使おう リチウムイオン電池について
- 第5回** 11月7日(土)
変化する暮らしと環境 ～絶滅危惧植物の現状と課題～
- 第6回** 11月14日(土)
特殊詐欺などへの対応について
- 第7回** 11月21日(土)
ライフステージに応じた食べ方
- 第8回** 11月28日(土)
衣生活「知ることのできる選択肢 身体の変化にあわせた "はいせつケア" の基礎を学ぼう」



場所：広島市消費生活センター研修室（アクア広島センター街9階）

お申し込み：広島消費者協会 HP  ☎ 082-225-3320 Email : hirosho@violin.ocn.ne.jp

不審な勧誘によって契約をしてしまった等、 困ったときには消費生活センターにご相談ください。

国民生活センターは、年代別に高齢者や子ども・若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを、分かりやすく解説しています。家庭や地域での見守りや予防に役立つ情報です。ぜひご活用ください。

見守り新鮮情報



子ども・若者サポート情報



広島市

消費生活情報紙

知っ得 なっとく

No.223

2026.9月発行

このような消費者トラブルに遭っていませんか？ ～令和7年度消費生活相談の傾向を紹介します～

SNS で
知り合った人から
仕事を紹介できると
言われて
借金させられた

化粧品を1回だけの
お試しのつもりで
購入したら定期購入に
なっていた

国際電話が
かかってきて、
逮捕状が出ている
などと金銭の支払を
要求された

賃貸住宅の退去時に
高額な原状回復費用を
請求された



令和7年度
広島市全体での
消費生活相談件数

8,645件

広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談
ご相談は来所、電話、メールで
お受けしています。



●電話相談
☎ 082-225-3300 (消費生活相談専用)

●メール相談
右の二次元コードの入力フォームから
ご相談ください。



【開館時間】 10:00～18:00
【休館日】 火曜日、日曜日、祝日・休日と12月29日～1月3日

消費生活出前講座をご利用ください！

講師を無料で派遣し、「架空請求」、「点検商法」、「ネット通信販売」等の悪質商法の手口や対処法、解決のポイント等をわかりやすくお話しします！

- 講師派遣：無料
- 講座時間：約1～2時間
(土曜日、日曜日、祝日も派遣可能)
- 申込条件：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上の参加があること

消費者被害に遭わないために

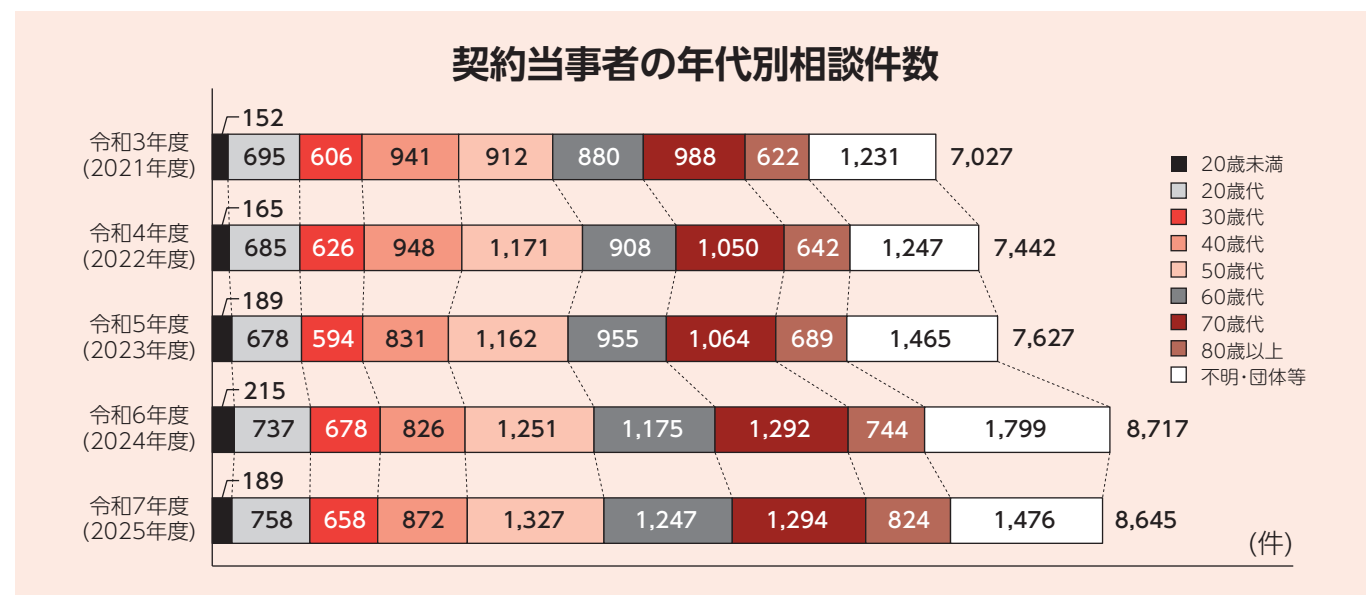


【申込み・お問合せ先】
公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320

令和7年度はこんな消費生活相談がありました

相談件数

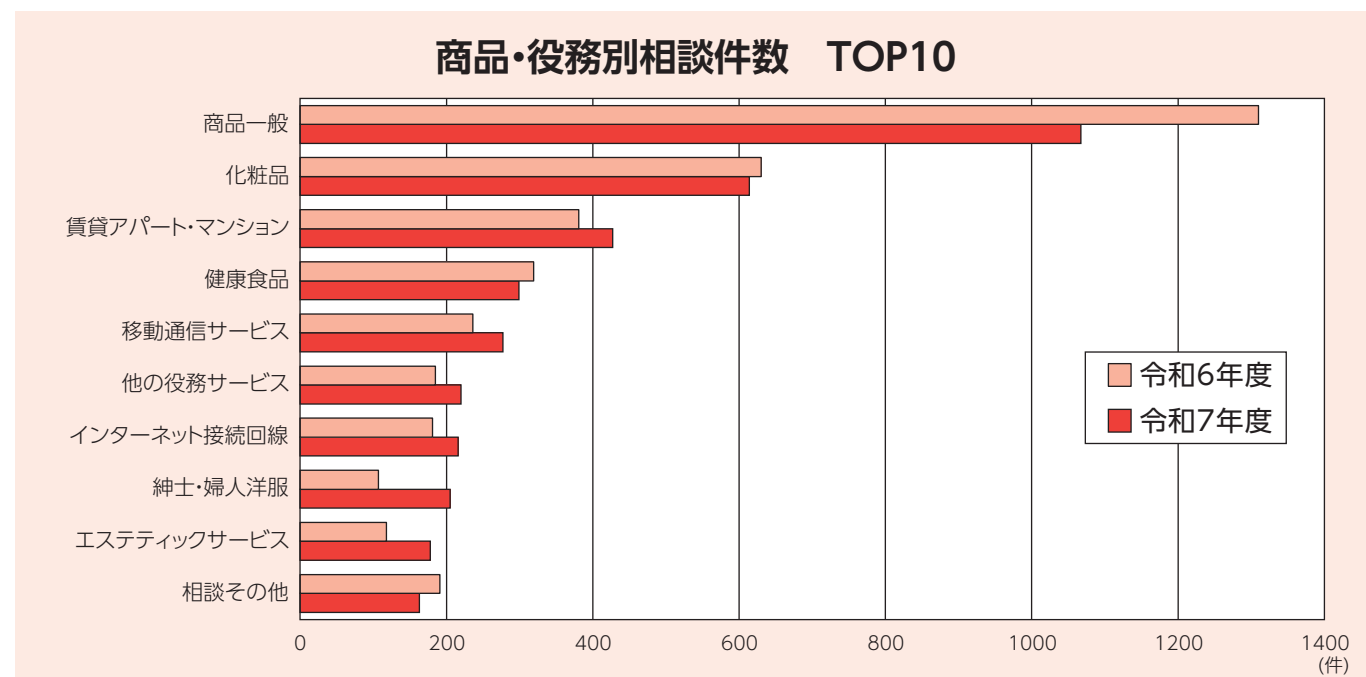
令和7年度に広島市消費生活センターで受けた相談件数は、全体で8,645件あり、前年度に比べ72件減少しましたが、令和4年度以降、依然として多い傾向にあります。年代別では、20歳未満及び30歳代を除くすべての世代で増加し、50歳代からの相談が最も多くなりました。



商品・役務別

公的機関や債権回収会社を騙った架空請求などの「商品一般」に区分される相談が最も多くなりました。次いで意図しない「化粧品」の定期購入などに関する相談、「賃貸アパート・マンション」の原状回復に関するトラブルなどの相談が多くなりました。

概ね昨年度と同様の商品・サービスが相談件数の上位を占めましたが、ネットショッピング等での洋服注文などの「紳士・婦人洋服」が新たにランクインするとともに、美容エステや脱毛エステの契約などの「エステティックサービス」に関する相談も増加しています。



注目事例

① 海外からの不審な電話に関する消費生活相談

海外からの知らない国際電話が増えています。「+ 1」や「+ 44」など、「+」から始まる電話番号は海外からのダイヤル番号になります。心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高いです。怪しい電話には出ない、折り返さないようにしましょう。



アドバイス

- ・もし電話に出てしまった場合、個人情報 は絶対に伝えず、すぐに電話を切りましょう。
- ・国際電話を利用しない方は、利用休止申請等 をしましょう。(固定電話) 国際電話不取扱受付センター (無料) 電話：0120-210-364 (携帯電話) 携帯電話端末や OS によっては発信信の設定が可能です。携帯電話会社が提供するサービスの利用も検討しましょう。
- ・特殊詐欺等の被害防止に有効なアプリを、警察庁が「警察庁推奨アプリ」として認定しています。当該アプリには、警察庁の最新のお知らせを受信する機能もありますので、是非ダウンロードしましょう。(参考： <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/apps/>)

② 「定期購入」に関連する消費生活相談

「定期購入」に関連する消費生活相談は令和4年度に急増して以降、高い水準を保っています。低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。また、自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。



アドバイス

- ・インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- ・「最終確認画面」はスクリーンショットで保存するようにしましょう。

令和7年度 (総件数889件)		
順位	区分	件数
1	化粧品	521
2	健康食品	228
3	医薬品類	57
4	飲料	15
5	タバコ用品	14

③ エステティックサービスに関する消費生活相談

エステティックサービスに関する相談が増えています。お試し施術を受けるだけのつもりで出向いたところ、不安をあおられたり、大幅な割引を提案されて、即日契約・施術を勧められるケースがあります。その場で判断せず、慎重に検討しましょう。



アドバイス

- ・気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。
- ・強引に契約を迫られたりせかされたりしても、金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

「エステティックサービス」に関連する消費生活相談件数

